

大阪広域水道企業団会計規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成31年4月1日

大阪広域水道企業団

企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第7号

大阪広域水道企業団会計規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団会計規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団会計規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章・第2章 (略)	第1章・第2章 (略)
第3章 (略)	第3章 (略)
第1節・第2節 (略)	第1節・第2節 (略)
第3節 <u>金銭出納員等の収納事務</u> (第31条―第34条)	第3節 <u>金銭出納員又は分任金銭出納員の収納事務</u> (第31条―第34条)
第4節―第7節 (略)	第4節―第7節 (略)
第4章・第5章 (略)	第4章・第5章 (略)
第6章 <u>固定資産会計</u> (第97条― <u>第102条の3</u>)	第6章 <u>固定資産会計</u> (第97条― <u>第102条</u>)
第7章 (略)	第7章 (略)
<u>第8章 削除</u>	<u>第8章 契約</u> (第104条―第127条)
第9章―第12章 (略)	第9章―第12章 (略)
附則	附則
(企業出納員等)	(企業出納員等)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 企業条例第3条第2項第1号イに定める表の第1欄に掲げる事業 <u>(以下「市町村域水道事業」という。)</u> に現金取扱員を置く。	3 <u>市町村域水道事業</u> (企業条例第3条第2項第1号イに定める表の第1欄に掲げる事業をいう。以下同じ。) <u>に現金取扱員を置く。</u>

4 現金取扱員は、<u>企業長が指定し</u>、料金その他の現金の徴収に関する事務を<u>上司の命により</u>行う。 5 (略) (会計の区分) 第5条 (略) 2 (略) 3 (略) (1) <u>泉南水道事業</u> (2) (略) (3) <u>阪南水道事業</u> (4) <u>豊能水道事業</u> (5) <u>忠岡水道事業</u> (6) <u>田尻水道事業</u> (7) <u>岬水道事業</u> (8)・(9) (略) (<u>会計伝票の種類及び用法</u>) 第8条 会計伝票の種類、作成者<u>及び内容</u>は、別表第2のとおりとする。 (証拠書類等の管理) 第9条 (略) (1) (略) (2) <u>支払に必要な書類</u> 2・3 (略) (公金の徴収等の委託に係る証明書の交付) 第18条 企業長は、地企令第26条の4の規定による公金の徴収又は収納の事務の委託をしたときは、<u>受託者（以下「公金徴収事務等受託者」という。）</u>に対し証明書を交付する。	4 現金取扱員は、<u>上司の命を受け</u>、料金その他の現金の徴収に関する事務を行う。 5 (略) (会計の区分) 第5条 (略) 2 (略) 3 (略) (1) (略) (2)・(3) (略) (<u>会計伝票の種類及び用法等</u>) 第8条 会計伝票の種類、作成者、<u>内容及び作成時期</u>は、別表第2のとおりとする。 (証拠書類等の管理) 第9条 (略) (1) (略) (2) <u>支払依頼書</u> 2・3 (略) (公金の徴収等の委託に係る証明書の交付) 第18条 企業長は、地企令第26条の4の規定による公金の徴収又は収納の事務の委託をしたときは、証明書を交付する。
---	--

(調定の変更による通知等)

第22条 (略)

(1) 調定を取り消した場合 金銭が収納済であるときは、第29条の規定に基づき払い戻し又は充当し、金銭が収納未済であるときは、納入義務者に取り消した旨を通知する。

(2) (略)

(3) 調定金額を減額する場合 金銭が収納済であるときは、減額分について第29条の規定に基づき減少額について払い戻し又は充当し、金額が収納未済であるときは、納付すべき金額が減少した旨の通知に新たに納入通知書又は納付書を添えて送付する。

2 (略)

(納付の方法)

第23条 納入通知書を受けた者又は納付書により納付しようとする者は、これに現金を添えて納付しなければならない。

(過誤納金の戻出)

第29条 収支等執行者は、収入の誤納又は過納となった金額を払い戻すときは、支出伝票により、当該収入から戻出しなければならない。ただし、納入義務者に係る未収金がある場合は、当該納入義務者の申出により充当することができる。

第3節 金銭出納員等の収納事務

(金銭出納員等の直接収納)

第31条 金銭出納員、分任金銭出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関等又は公金徴収事務等受託者は、収入の納付を受けた場合は、領収印を押印して領収を証する書面(以下「領収書等」という。)を当該納入義務者に交付しなければならない。ただし、口座振替の方法により収納

(調定の変更による通知等)

第22条 (略)

(1) 調定を取り消した場合 金銭が収納済であるときは、第29条の規定に基づき還付し、金銭が収納未済であるときは、納入義務者に取り消した旨を通知する。

(2) (略)

(3) 調定金額を減額する場合 金銭が収納済であるときは、減額分について第29条の規定により減少額について還付し、金額が収納未済であるときは、納付すべき金額が減少した旨の通知に新たに納入通知書又は納付書を添えて送付する。

2 (略)

(納付の方法)

第23条 納入通知書を受けた者又は納付書により納付しようとする者は、これに現金を添えて金融機関窓口にて納付しなければならない。

(過誤納金の戻出)

第29条 収支等執行者は、収入の誤納又は過納となった金額を払い戻すときは、支出伝票により、当該収入から戻出しなければならない。

第3節 金銭出納員又は分任金銭出納員の収納事務

(金銭出納員又は分任金銭出納員の直接収納)

第31条 金銭出納員又は分任金銭出納員は、納入義務者から納入通知書又は納付書によらないで現金を収納したときは、領収印を押印して領収証書を当該納入義務者に交付しなければならない。

した場合は、領収書等を発行しないことができる。

- 2 金銭出納員、分任金銭出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関等又は公金徴収事務等受託者が証券を受領したときは、領収書等の余白に証券の金額及び「証券受領」を付記しなければならない。

(収納金の取扱い)

第32条 金銭出納員又は分任金銭出納員は、自ら現金を収納したとき又は次項の規定により現金の引継ぎを受けたときは、収入伝票を発行するとともに、原則として即日又はその翌日に出納取扱金融機関等に払い込まなければならない。

- 2 現金取扱員又は公金徴収事務等受託者は、現金を収納した場合は、当該現金をその内訳を示す書類を添えて即日又はその翌日に分任金銭出納員に引き継がなければならない。

- 3 金銭出納員は、第64条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により収納済通知書又は納入済通知書(以下「収納済通知書等」という。)の送付を受けたときは、市町村域水道事業に係るものについては収納済通知書等を収支等執行者へ送付し、それ以外のものについては収入伝票(第1項の規定により収入伝票を発行したものについては、現金を預金に振り替える振替伝票)を発行しなければならない。

- 4 市町村域水道事業に係る収支等執行者は、前項の規定により収納済通知書等の送付を受けたときは、第1項の規定により収入伝票を発行したものを除き、収入伝票を発行しなければならない。

(証券による収納済額の取消し)

第33条 金銭出納員は、第66条第2項又は第4項の規定により収納済額の取消報告書及び支払を拒絶された証券の送付があったときは、直ちに収納済額を取り消すとともに、収支等執行者に通知しなければならない。

- 2 金銭出納員又は分任金銭出納員が証券を受領したときは、領収証書の余白に証券の金額及び「証券受領」を付記しなければならない。

(収納金の取扱い)

第32条 金銭出納員又は分任金銭出納員は、自ら現金を収納したときは、即日又はその翌日に払込書を添えて出納取扱金融機関等に払い込まなければならない。

- 2 金銭出納員は、第64条第2項に規定する収納済通知書の送付を受けたときは、収入伝票を発行しなければならない。ただし、前項によるものについては、収納済通知書により現金を預金に振り替えなければならない。

(証券による収納済額の取消)

第33条 金銭出納員は、第66条第2項及び第4項の規定により収納済額の取消報告書及び支払を拒絶された証券の送付があったときは、直ちに収納済額を取り消すとともに、収支等執行者に通知しなければならない。

(資金前渡職員の指定)

第38条 (略)

2・3 (略)

4 所属長は、第1項又は第2項の規定により資金を前渡される者について、毎年度当初(異動があった場合には、異動のとき)に、前項の規定により指定された者については指定したときに、その者の職、氏名、使用の印影等を記した報告書を、分任金銭出納員を経由して金銭出納員に提出しなければならない。ただし、口座振替の方法により資金を前渡する場合は、この限りでない。

(支出事務の委託)

第42条 地企令第21条の11第1項の規定により、必要な資金を交付して、私人に支出の事務を委託するときは、前3条の規定を準用する。

(支払手続)

第49条 金銭出納員は、出納取扱金融機関に対し、支払に必要な書類又は支払電磁的記録(口座振替に必要な内容を記録した電磁的記録をいう。以下同じ。)を交付して、支払を依頼しなければならない。

2 (略)

(口座振替不能)

第51条 金銭出納員は、出納取扱金融機関から第67条第2項の規定による振込不能照会書の送付を受けたときは、直ちに収支等執行者にその旨を通知しなければならない。

2 収支等執行者は、事実を調査した上、振込変更組戻依頼書を作成し、金銭出納員に送付しなければならない。

3 金銭出納員は、収支等執行者から送付された振込変更組戻依頼書を出納取扱金融機関に送付しなければならない。

(入札保証金又は契約保証金の納付)

(資金前渡職員の指定)

第38条 (略)

2・3 (略)

4 所属長は、第1項及び第2項の規定により資金を前渡される者について、毎年度当初(異動があった場合には、異動の時)に、前項の規定により指定された者については指定した時に、その者の職、氏名、使用の印影等を記した報告書を、分任金銭出納員を経由して金銭出納員に提出しなければならない。ただし、口座振替の方法により資金を前渡する場合は、この限りでない。

(支出事務の委託)

第42条 地企令第21条の11第1項の規定により、必要な資金を交付して、私人に支出の事務を委託するときは、第38条及び前条の規定を準用する。

(支払手続)

第49条 金銭出納員は、出納取扱金融機関に対し、支払依頼書又は支払電磁的記録(口座振替に必要な内容を記録した電磁的記録をいう。以下同じ。)を交付して、支払を依頼しなければならない。

2 (略)

(口座振替不能)

第51条 金銭出納員は、出納取扱金融機関から第67条第2項の規定による口座振替不能通知書の送付を受けたときは、直ちに収支等執行者にその旨を通知しなければならない。

2 収支等執行者は、事実を調査した上、口座振替訂正依頼書を作成し、金銭出納員に送付しなければならない。

3 金銭出納員は、収支等執行者から送付された口座振替訂正依頼書を出納取扱金融機関に送付しなければならない。

(入札保証金又は契約保証金の納付)

第55条 (略)

(1)―(6) (略)

(7) インターネットを利用して固定資産及び物品の売払いを行う事務手続を管理する事業者の保証 保証の書面に記載された保証金額

2 (略)

(収納金の領収と収納済通知書等)

第64条 収納取扱金融機関は、納入通知書、納付書、払込書又は返納通知書に添えて現金を受領したときは、領収印を押印して領収書等を納入義務者に交付するとともに、収納済通知書等を、受領した日から起算して日曜日等を除いた3日目に出納取扱金融機関に送付しなければならない。ただし、市町村域水道事業における取扱いについては、別に定める。

2 出納取扱金融機関は、前項の規定により送付を受けた収納済通知書等をその翌日(市町村域水道事業においては原則として3日目まで)に金銭出納員に送付しなければならない。ただし、市町村域水道事業においてやむを得ない事情がある場合には、4日目以降に送付することができる。

3 (略)

4 第1項(前項において準用する場合を含む。)において、現金の代わりに証券を受領した場合の取扱いについては、第31条第2項の規定を準用する。

第65条 (略)

(証券の受領拒絶)

第65条の2 金銭出納員、分任金銭出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関等及び公金徴収事務等受託者は、納入義務者が収入の納付に用いた証券の支払が確実にないと認める場合は、その受領を拒絶

第55条 (略)

(1)―(6) (略)

(7) インターネットを利用して固定資産及び物品の売払いを行う事務手続(以下「固定資産等売却システム」という。)を管理する事業者の保証 保証の書面に記載された保証金額

2 (略)

(収納金の領収と収納済通知書)

第64条 収納取扱金融機関は、納入通知書、納付書、払込書又は返納通知書に添えて現金を受領したときは、領収印を押印して領収証書を納入義務者に交付するとともに、収納済通知書を、受領した日から起算して日曜日等を除いた3日目(市町村域水道事業においては原則として4日目まで)に出納取扱金融機関に送付しなければならない。ただし、市町村域水道事業においてやむを得ない事情がある場合には、5日目以降に送付することができる。

2 出納取扱金融機関は、前項の規定により送付を受けた収納済通知書をその翌日(市町村域水道事業においては原則として3日目までに)に金銭出納員に送付しなければならない。ただし、市町村域水道事業においてやむを得ない事情がある場合には、4日目以降に送付することができる。

3 (略)

4 第1項において、現金の代わりに証券を受領した場合の取扱いについては、第31条第2項の規定を準用する。

第65条 (略)

しなければならない。

(証券の支払拒絶の場合の収入取消等)

第66条 (略)

2・3 (略)

4 第1項又は前項において準用する第1項の規定にかかわらず、金銭出納員、分任金銭出納員、現金取扱員又は公金徴収事務等受託者が収納した証券の支払の拒絶があったときは、出納取扱金融機関は、第2項又は前項において準用する第1項の規定による報告の際に、当該証券を金銭出納員に返付しなければならない。

5 金銭出納員は、前項の規定による証券の返付を受けたときは、当該証券を納付した納入義務者に対し、当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を納付証券還付通知書により通知しなければならない。

6 前項の規定による通知をした納入義務者から支払の拒絶のあった証券について還付の請求を受けた場合は、当該証券の受領書を徴し、これと引換えに当該証券を還付しなければならない。

(口座振替による支払)

第67条 出納取扱金融機関は、口座振替に係る支払電磁的記録を受領したときは、企業長名の預金口座から債権者の指定する金融機関の預金口座に振替の手続をしなければならない。

2 前項の場合において、債権者の指定する金融機関に預金口座がないときその他振替の手続ができないときは、出納取扱金融機関は、直ちにその旨を振込不能照会書により金銭出納員に通知しなければならない。

(たな卸資産の範囲)

第76条 たな卸資産とは、物品のうち次に掲げるものであって、たな卸經理を行うものをいう。

(証券の支払拒絶の場合の収入取消等)

第66条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により準用する第1項の場合において、金銭出納員が出納取扱金融機関に払い込んだ証券については、同項の規定による報告の際に金銭出納員に返付しなければならない。

(口座振替による支払)

第67条 出納取扱金融機関は、口座振替に係る支払依頼明細票又は支払電磁的記録を受領したときは、企業長名の預金口座から債権者の指定する金融機関の預金口座に振替の手続をしなければならない。

2 前項の場合において、債権者の指定する金融機関に預金口座がないときその他振替の手続ができないときは、出納取扱金融機関は、直ちにその旨を口座振替不能通知書により金銭出納員に通知しなければならない。

(たな卸資産の範囲)

第76条 この規程において、「たな卸資産」とは、第2条第9号に定める次の物品であって、たな卸經理を行うものをい

(1)・(2) (略) <u>(3) 量水器（市町村域水道事業において経理するものに限る。）</u> 2 (略) (引継ぎ) 第80条 所属長は、<u>大阪広域水道企業団契約規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第19号。以下「契約規程」という。）第34条</u>に規定する検査の終了したたな卸資産を物品出納員に引き継ぐものとする。 <u>第81条 削除</u> (戻入れ) 第86条 物品出納員は、前条の規定により<u>払い出した</u>たな卸資産に残品が生じ、これを工事請負人又は業者から引き継ぐときは、支給品戻入書を徴するとともに、第84条の規定に準じて受け入れなければならない。 (発生品) 第87条 (略) 2 (略) 3 物品出納員は、前項の<u>規定による</u>通知を受けたときは、不用品については次条の規定により処理し、再使用可能なものについては、<u>第84条第1項</u>の規定により受け入れるものとする。 4 (略) (直購入) 第93条 経営管理部長は、消耗品及び第76条第1項各号に掲げる<u>たな卸資産（以下「消耗品等」という。）</u>のうち、購入後直ちに使用する予定のもので、直接当該	う。 (1)・(2) (略) 2 (略) (引継ぎ) 第80条 所属長は、<u>第125条</u>に規定する検査の終了したたな卸資産を物品出納員に引き継ぐものとする。 <u>(出納)</u> <u>第81条 物品出納員は、所属長の命令によりたな卸資産の出納を行う。</u> (戻入れ) 第86条 物品出納員は、前条の規定により<u>払出した</u>たな卸資産に残品が生じ、これを工事請負人又は業者から引き継ぐときは、支給品戻入書を徴するとともに、第84条の規定に準じて受け入れなければならない。 (発生品) 第87条 (略) 2 (略) 3 物品出納員は、前項の通知を受けたときは、不用品については次条の規定により処理し、再使用可能なものについては、<u>第84条</u>の規定により受け入れるものとする。 4 (略) (直購入) 第93条 経営管理部長は、消耗品及び第76条第1項各号に掲げる<u>物品</u>のうち、購入後直ちに使用する予定のもので、直接当該予算科目の支出として処理することが
--	--

予算科目の支出として処理することができるものを定めることができる。

2 市町村域水道事業においては、消耗品等のうち、購入後直ちに使用する予定のもの又は建設仮勘定を設けて経理する建設改良工事に使用する予定のものを、所属長の決裁を経て直接当該予算科目の支出として処理することができる。

3 第82条第3号及び第84条第1項の規定は、前2項の規定によって処理した消耗品等のうち残品が生じた場合に準用する。

(準用規定)

第96条 第79条及び第80条の規定は、たな卸資産以外の物品の場合に準用する。

第101条 (略)

(取替資産)

第101条の2 機械及び装置のうち市町村域水道事業において経理する量水器は、取替資産とすることができる。

(減価償却の方法)

第102条 (略)

2 事業管理部長は、前項の規定により減価償却を行ったときは、減価償却計算書を作成するものとする。

3 前条の規定により取替資産としたものについては、取替法によって行うものとする。

(特別償却)

第102条の2 償却資産のうち直接その営業の用に供する有形固定資産及び無形固定資産について、経営の健全性を確保するため必要がある場合においては、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「地企則」という。）第15条第1項本文又は第16条第1項の規定に基

できるものを定めることができる。

(準用規定)

第96条 第79条から第81条までの規定は、たな卸資産以外の物品の場合に準用する。

第101条 (略)

(減価償却)

第102条 (略)

2 事業管理部長は、前項の規定により減価償却を行ったときは、減価償却計算書を作成し、所属長に通知するものとする。

づき算出した減価償却額に100分の50を超えない率を乗じて得た金額を加えた金額を毎事業年度の減価償却額とすることができる。

(減価償却の特例)

第102条の3 有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達したものは、地企則第15条第3項の規定によりその帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うことができる。

2 前項の規定により減価償却を行う場合は、あらかじめその年数について事業管理部長の決裁を受けなければならない。

第8章 削除

第104条から第127条まで 削除

第8章 契約

(入札及び契約の手続)

第104条 収支等執行者は、売買、貸借又は請負その他の契約を締結する場合は、原則として一般競争入札の方法によるものとする。ただし、自治令第167条に該当する場合は、指名競争入札の方法により、地企令第21条の14第1項各号に該当する場合は、随意契約の方法によることができる。なお、入札に関する手続については、企業長が別に定める。

2 収支等執行者は、当初の契約が次に掲げるものについては、事業施行の決定を行った上で契約検査課長に入札及び契約の手続（工事に係る単価契約にあっては入札の手続）を依頼しなければならない。

(1) 工事又は製造の請負契約のうち設計金額又は積算金額が1件250万円を超えるもので電子入札（大阪広域水道企業団電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）のプログラムを使用して、電磁的記録の送受信により執行する入札をいう。以下同じ。）によるもの

(2) 委託契約（保守点検等含む。）のうち設計金額又は積算金額が1件100万円を超えるもので電子入札によるもの

(3) 有形固定資産（土地を除く。）、物品及びたな卸資産（以下「物件」という。）の購入に係る契約のうち購入予定価格が1件160万円を超えるもの及び物件の借入に係る契約のうち設計金額又は積算金額が80万円を超えるもので電子入札によるもの

3 収支等執行者は、前項の手続を経て契約を締結したもの（工事に係る単価契約を除く。）について、変更を要する場合についても、契約検査課長に契約の手続を依頼しなければならない。

4 契約検査課長は、前2項の規定により入札又は契約の手続の依頼があったときは、入札又は契約に必要な手続を執るものとする。

（一括契約）

第105条 複数の所属において、同一の業務（以下この条において「業務」という。）を発注するときは、業務を一括して契約すること（以下「一括契約」という。）ができるものとする。この場合、業務を発注する所属の収支等執行者は、契約を取りまとめてその手続を行う所属（以下「総括所属」という。）の収支等執行者に一括契約の依頼をしなければならない。また、取りまとめた契約に係る前条第2項又は第3項に規定する依頼は、総括所属の収支等執行者が行うものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第106条 この規定により契約した者は、契約に関する権利義務を収支等執行者の承認を得ないで第三者に譲渡し、又は担保に供することはできない。

（部分払の限度額）

第107条 契約により工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあっては、その既済部分に対

する代価の10分の9、物件の買入れ契約
にあっては、その既納部分に対する代価
を超えることができない。

(一般競争入札の公告)

第108条 一般競争入札の公告は、入札の日
前5日（緊急の必要がある場合において
は、入札の日の前1日）までに、電子入
札システムへの登載、新聞紙への登載、
掲示その他の方法により、次の各号に掲
げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
- (2) 入札の場所及び日時
- (3) 入札に付する事項
- (4) 契約事項を示す場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な
事項

2 前項の場合において、建設業法（昭和
24年法律第100号）の適用を受ける工事の
うち予定価格が500万円以上のものに係る
公告は、入札日前に建設業法施行令（昭
和31年政令第273号）第6条に規定する見
積期間をおいてしなければならない。

(一般競争入札又は指名競争入札の入札保
証金)

第109条 一般競争入札又は指名競争入札に
より契約を締結しようとする場合は、入
札に参加しようとする者の見積もる契約
金額（単価による入札の場合は、契約金
額に予定数量を乗じて得た額とする。）
の100分の2以上の入札保証金を納めさせ
なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、固定資産等
売却システムによる一般競争入札を行う
ときは、入札に参加しようとする者に、
当該入札に係る予定価格の100分の2以上
の入札保証金を納めさせなければならない。
い。

(一般競争入札又は指名競争入札の入札保証金の免除)

第110条 一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に収支等執行者を被保険者とする入札保証契約を締結したとき。

(2) 自治令第167条の5に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 指名競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(一般競争入札又は指名競争入札の入札保証金に代わる担保)

第111条 一般競争入札又は指名競争入札の入札保証金に代わる担保については、第55条に定めるところによる。

(一般競争入札又は指名競争入札の入札保証金の還付等)

第112条 入札保証金は、落札者が納めたものについては、契約を締結した後に、その他の者が納めたものについては、入札終了後速やかに還付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、落札者の納めた入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

3 固定資産及び物品の売払いにおいては、入札保証金を売買代金の一部に充当することができるものとする。

(一般競争入札又は指名競争入札の予定価格等)

第113条 収支等執行者は、一般競争入札又は指名競争入札に付する事項の予定価格

を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2 低入札価格調査基準価格（自治令第167条の10第1項又は自治令167条の10の2第2項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者又は落札者となるべき者を落札者としな
いこととするか否かを決定するためにその申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がな
されないおそれがあるかどうかについて
の調査を開始する場合の基準となる価格をいう。以下同じ。）を設けたとき若し
くは失格基準価格（低入札価格調査基準
価格を下回る価格をもって入札した者の
当該入札に係る価格によっては、その者
により当該契約の内容に適合した履行が
なされないと判断する場合の基準となる
価格をいう。以下同じ。）を設けたとき
又は自治令第167条の10第2項の規定により
最低制限価格を設けたときは、前項の
書面に併せてこれを記載し、又は記録し
なければならない。

3 収支等執行者は、入札及び契約の手續
の透明性の向上を図るため必要があると
認めるときは、開札までに予定価格、低
入札価格調査基準価格若しくは失格基準
価格又は最低制限価格を公表することが
できる。この場合において、予定価格を
事前に公表するときは第1項の規定は適
用せず、低入札価格調査基準価格若し
くは失格基準価格又は最低制限価格を事
前に公表するときは第2項の規定は適用
しない。

4 電子入札により落札者を決定するとき
は、電子入札システムに予定価格、低入
札価格調査基準価格若しくは失格基準
価格又は最低制限価格を登録するものと
する。この場合において、第1項及び第2
項の規定は適用しない。

（指名競争入札の参加者の指名等）

第114条 収支等執行者は、自治令第167条
の12第1項の規定により入札に参加させ
ようとする者を指名するときは、やむを
得ない理由があるときを除き、5人以上

を指名しなければならない。

- 2 自治令第167条の12第2項の規定による通知は、第108条第1項第2号から第7号までに掲げる事項について行わなければならない。この場合において当該入札に付する事項が建設業法の適用を受ける工事であるときは、入札の日前に建設業法施行令第6条に規定する見積期間において通知しなければならない。

(随意契約の限度額)

第115条 地企令第21条の14第1項第1号により定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるものの以外のもの 100万円

(随意契約の手続)

第116条 地企令第21条の14第1項第3号及び第4号の管理規程で定める手続は、次に掲げる手続とする。

- (1) 毎年度の当初に、当該年度の地企令第21条の14第3号及び第4号の規定により随意契約の方法により締結する契約（以下この条において「契約」という。）に係る物品又は役務の提供の業務の発注の見通しを、別に定めるところにより公表すること。
- (2) 契約締結の相当期間前に、当該契約に係る次に掲げる事項を別に定めるところにより公表すること。

ア 契約の内容

イ 契約の相手方の決定の方法及び基準

ウ 公募により相手方を決定する場合

にあつては、その申請方法

エ アからウまでに掲げるもののほか、必要な事項

(3) 契約締結後、速やかに当該契約に係る次に掲げる事項を別に定める方法により公表すること。

ア 契約の相手方の氏名又は名称及び住所

イ 契約の相手方とした理由

ウ ア及びイに掲げるもののほか、必要な事項

(見積書の徴取)

第117条 収支等執行者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、見積りに必要な事項を示し、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、企業長が契約の目的又は性質により見積書を徴する必要がないと認めて別に定めるものについては、この限りでない。

(せり売り)

第118条 第108条第1項、第109条及び第112条の規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

(契約書)

第119条 収支等執行者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 契約の目的

(2) 契約金額

(3) 履行期限

(4) 契約保証金

(5) 履行の場所

(6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

(7) 監督及び検査

(8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金

(9) 危険負担

(10) かし担保責任

(11) 契約の変更及び解除

(12) 契約に関する紛争の解決方法

(13) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(契約書の省略及び請書等の徴取)

第120条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による契約書の作成を省略することができる。

(1) 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により、契約金額が150万円を超えない契約を締結するとき。

(2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。

(3) せり売りに付するとき。

(4) 前3号に掲げる場合を除くほか、契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、別に定める場合を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約保証金)

第121条 地企令第21条の15の管理規程で定める契約保証金の率は、契約金額の100分の5以上とする。

(契約保証金に代わる担保)

第122条 契約保証金に代わる担保については、第55条に定めるところによるものとする。

(契約保証金の免除)

第123条 収支等執行者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に収支等執行者を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 自治令第167条の5又は同令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。

(5) 固定資産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(7) 変更契約を締結する場合において、企業長が別に定める事項に該当するとき。

(契約保証金の還付)

第124条 契約保証金は、特約した場合を除き、契約の相手方がその債務の履行を完了したときにこれを還付する。

(契約履行の確保)

第125条 収支等執行者は、職員を指定して地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第234条の2第1項の規定により履行の確保又は給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため、必要な監督又は検査をしなければならない。

2 指定された職員は、前項の検査をしたときは直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、自治令第167条の15第3項に該当する場合又は当該検査に係る契約の契約金額が1件150万円以下であるとき若しくは当該契約が企業長が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完成通知書又は請求書等にその旨を記載の上記名押印してこれに代えることができる。

3 前項の規定は、自治令第167条の15第4項の規定に基づき検査をした企業団の職員以外の者について準用する。

(検査依頼)

第126条 収支等執行者は、前条の規定にかかわらず次に掲げるもの（以下「工事等」という。）については、事業管理部長に検査の依頼をしなければならない。ただし、緊急工事等に係る検査を除く。なお、工事等に係る検査に必要な事項については、企業長が別に定める。

(1) 工事又は製造の請負契約で検査の依頼をしようとするときの契約金額が1件250万円を超えるもの

(2) 測量・建設コンサルタント等の委託契約で検査の依頼をしようとするときの契約金額が1件100万円を超えるもの

2 前項の規定により依頼を受けた事業管

(資金収支状況)

第130条 経営管理部長は、毎月末をもって当該月分の資金収支状況を作成しなければならない。

2 経営管理部長は、必要がある場合において、資金収支計画書の提出を所属長に要求することができる。

別表第1 (第3条関係)

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分任 金銭 出納 員	(略)	(略)	(略)	(略)
	水道センター		(略)	
	泉南水道センター、 四條畷水道センター、 阪南水道	(略)		

理部長は、職員を指定して検査を行わなければならない。

3 前項の規定により検査を実施した職員は、直ちに検査調書を作成し、事業管理部長は、検査調書を依頼のあった収支等執行者に送付するものとする。

(履行遅滞による違約金)

第127条 収支等執行者は、契約の相手方がその責に帰すべき理由により、契約の履行期限までに契約を履行しないときは、違約金を徴収しなければならない。

2 前項の違約金の額は、法令で特別の定めのある場合又は企業長が別に定める場合のほか、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき年5パーセントの割合で計算した額とする。

(資金収支状況)

第130条 所属長は、毎月20日までに毎6月間の資金収支計画書を経営管理部長に送付するものとする。

2 経営管理部長は、毎月末をもって当該月分の資金収支状況を作成しなければならない。

別表第1 (第3条関係)

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分任 金銭 出納 員	(略)	(略)	(略)	(略)
	水道セ ンター		(略)	
	四條畷 水道セ ンター	(略)		

	センタ			
	二			
	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	
物品 出納 員	(略)	(略)	(略)	
	水道セ ンター			
	泉南水 道セン ター、 四條畷 水道セ ンター	(略)		
	一、阪 南水道 センタ ー		(略)	(略)
	二			
	(略)	(略)		
収支 等執 行者	(略)	(略)	(略)	
	浄水場	場長		1 収入を徴収すること（ただし、第1欄の水道センター以外においては、第20条、第21条及び第22条に規定する収入事務のうち、 <u>契約規程第4条第1項及び第2項</u> に規定する契約の入札保証金及び契約保証金（工事に係る単価契約の契約保証金を除く。）に係るものを除き、水道センターにおいては、 <u>契約規程第4条第1項</u> に規定する契約の入札保証金に係るものを除く。）。
	送水管 理セン ター	所長		
	水道事 業所	所長		
	水質管 理セン ター	所長		
	水道セ ンター	所長		
	議会事 務局	事務局 長		2 配当を受けた歳出予算の額の範囲内において、支出負担行為をすること（ <u>契約規程第4条第1項及び第2項並びに第5条前段</u> に規定する契約の締結を除く。）。
	監査委 員事務 局	事務局 長		3—6 (略)

	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
物品 出納 員	(略)	(略)	(略)	
	水道セ ンター			
	四條畷 水道セ ンター	(略)		
			(略)	(略)
	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	
収支 等執 行者	浄水場	場長		1 収入を徴収すること（ただし、第1欄の水道センター以外においては、第20条、第21条及び第22条に規定する収入事務のうち、 <u>第104条第2項及び第3項</u> に規定する契約の入札保証金及び契約保証金（工事に係る単価契約の契約保証金を除く。）に係るものを除き、水道センターにおいては、 <u>附則第4条、第5条及び第6条</u> に規定する収入事務のうち、 <u>附則第42条</u> に規定する契約の入札保証金に係るものを除く。）。
	送水管 理セン ター	所長		2 配当を受けた歳出予算の額の範囲内において、支出負担行為をすること（ <u>第104条第2項及び第3項並びに第105条前段</u> に規定する契約の締結を除く。）。
	水道事 業所	所長		
	水質管 理セン ター	所長		
	水道セ ンター	所長		
	議会事 務局	事務局 長		
	監査委 員事務 局	事務局 長		
				3—6 (略)

別表第 2（第 8 条 関係）

伝票の 種類	作成者	内容
収入伝 票	金銭出 納員、 収支等 執行者	現金の収 納取引
支出伝 票	収支等 執行者	支出の取 引
調定振 替伝票	収支等 執行者	収入の取 引
振替伝 票	収支等 執行者	上記以外 の取引

別表第 3（第 10 条 関係）

整理番号	会計帳簿	担当者
(略)	(略)	(略)
(23)	現金出納簿	資金前渡職員
(23)	現金出納簿	現金取扱員

別表第 2（第 8 条 関係）

伝票の 種類	作成者	内容	作成時期
収入伝 票	金銭出 納員	現金の収 納取引	金銭出納員、分任金 銭出納員、出納取扱 金融機関等が金銭を 収納した日
支出伝 票	収支等 執行者	支出の取 引	支出の命令を行った 日
調定振 替伝票	収支等 執行者	収入の取 引	収入の調定を行った 日
振替伝 票	収支等 執行者	上記以外 の取引	取引発生の日

備考 市町村域水道事業においては、調定
振替伝票は用いない。

別表第 3（第 10 条 関係）

I 水道用水供給事業・工業用水道事業

整理番号	会計帳簿	担当者
(略)	(略)	(略)
(23)	現金出納簿	資金前渡職員

II 市町村域水道事業

① 四 條 堰 水 道 事 業

1	予算差引簿	収支等執行者
2	総勘定元帳	財務課長
3	現金預金出納簿	金銭出納員
(3)	現金預金出納簿	分任金銭出納員
(3)	現金預金出納簿	資金前渡職員
(3)	現金預金出納簿	現金取扱員
4	貯蔵品受払簿	物品出納員
5	固定資産台帳	固定資産管理主任
6	企業債台帳	財務課長

② 太 子 水 道 事 業

1	予算執行実績表	収支等執行者
2	支出負担執行実績 表	収支等執行者
3	総勘定元帳	財務課長
4	内訳簿	財務課長
5	調定簿	収支等執行者
6	出納簿	金銭出納員
(6)	出納簿	分任金銭出納員
7	貯蔵品受払簿	物品出納員

③ 千早赤阪水道事業

備考 (略)

別表第 6 (第 76 条 関係)

別表第 6 (第 76 条 関係)

(大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程の一部改正)

附則第2条から第40条までを削る。

この規程は、公布の日から施行する。